



第311号
2022年6月2日

愛教労NEWS

愛知県教職員労働組合協議会

春日井で組合員が「在校等の記録」の形式変更を要求

超過労働時間がわかるように！

自分の超過労働時間がわかるようになって返却されるように！

在校時間等の記録									
4月									
月日	曜	出勤時刻	退勤時刻	在校時間	出張	休暇	振替・割振	職免・研修	
4/1	金								
4/2	土								
4/3	日								
4/4	月	8:12	20:00	11:48					
4/5	火	7:56	17:20	9:24					
4/6	水	8:10	19:27	11:17					
4/7	木	7:37	15:55	8:18					
4/8	金	8:01	16:21	8:20					
4/9	土								
4/10	日								
4/11	月	8:19	19:35	11:16					
4/12	火	7:55	18:25	10:30					
4/13	水	8:20	17:19	8:59					
4/14	木	7:55	17:12	9:17					
4/15	金	8:09	15:30	7:21					
4/16	土								
4/17	日								
4/18	月	8:18	15:31	7:13					
4/19	火	8:12	20:07	11:55					
4/20	水	8:06	19:36	11:30					

春日井市では、出退勤の管理をICカードで行っています。月末に管理職から「在校等時間の記録」が職員に返されます。これまでは、それに赤字で休暇を書き込んだり、訂正したりして管理職に戻してお終いでした。この記録を元に、超過労働時間45時間・80時間・100時間の職員をカウントし、市教委に報告しているらしいですが、本人の手元に戻ってくることはありません。これでは、ただ朝夕ICカードをカードリーダーにタッチしているだけで、職員本人にはメリットがありませんでした。

年度の初めに「働き方改革」ということで、日課の工夫や勤務の軽減策を話し合いました。その際に、このカードに超過労働時間を記録して返してもらうように要求しました。その結果、5月の連休明け、超過労働時間が赤ペンで書き込まれた「在校時間等の記録」が職員に返されました。「どのくらい働きすぎか、よくわかっていいな。」といった声が聞かれるようになりました。

とても良い取り組みなので、全市的に広がってほしいものです。【幹事 三輪】

校長が教職員労働組合との

交渉に応じるのは当然の責務

市教委は校長を適切に指導すべき。校長は法令に基づいた学校運営をすべき

4月半ば、小牧市の小学校で、割振変更が行われていないこと等を組合員が校長に訴え、改善を求めました。校長が応じなかったため、尾張教労として校長に要求書を提示し交渉を要求。同時に尾張教育事務所長、小牧市教委教育長にもこの問題について適切に対応するよう要求書を送り、校長への指導を求めました。

尾張教育事務所の担当者は「交渉に応じるよう小牧市教委に伝えた」と述べましたが、小牧市教委の担当者は尾張教労が市登録団体でないことを理由に交渉に疑義を表明。県教委＝尾張教育事務所の見解と、地方公務員法第55条の「当局」に校長が該当することを伝え、校長を指導するよう尾張教労が重ねて要求。その後、5月19日当該校長との交渉が実現しました。現在、割振り変更をどのように実施するかについて交渉が継続中です。

春の自治体キャラバンの様子



事務所住所：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26 大須土方ドリームマンション 801
TEL：052-242-4474 FAX：052-242-2938 HPはこちら
Mail：aichi@aikyourou.jp URL：http://www.aikyourou.jp/ QRコード▶



#NO WAR #STOP WAR

戦争反対！暴力反対！